

## 就活ハラスメントへの基本方針

ベックマン・コールター株式会社  
代表取締役 小林 久子  
代表取締役 土屋 裕美  
ベックマン・コールター・三島株式会社  
代表取締役 宮野 和茂

当社は、従業員が採用活動を実施するにあたり、求職者（当社の求人に応募する者、インターンシップ参加者を含む。以下同じ。）に対して従業員側がパワーバランス上優位にある立場を利用して、セクシュアルハラスメントやパワーハラスメント等を引き起こす（いわゆる「就活ハラスメント」を行う）ことのないよう、人権を尊重、重視した行動の厳守を従業員に対して周知徹底し、求職者から就職先として選んでもらえるよう、信頼される企業となることを目的として本方針を定めます。

採用活動において、人種、国籍、性別、思想・信条、宗教、障がいの有無、性的指向・ジェンダーアイデンティティ、妊娠の有無等による直接的・間接的差別、またあらゆるハラスメントを行うことのないよう、一人ひとりの個性や多様な価値観を尊重する気風を醸成し、健全な求職者生活等の維持に配慮します。

＜就活ハラスメントを防止するための配慮及びルール＞

「求職者等の求職活動を害する行為（就活ハラスメント）」を行うことのないよう、以下のとおり、配慮事項及びルールを遵守するものとします。

### ①採用選考時に配慮する事項

- 採用選考時において、以下のような本人の適性と能力に関係がない事項を応募用紙への記載、面接、作文等により把握しない
  - ・本人に責任のない事項（本籍・出生地、家族の職業・健康・病歴・学歴・収入・資産、住宅状況、家庭環境等）
  - ・本来自由であるべき事項（宗教、支持政党、人生観、尊敬する人物、思想、労働組合、求職者運動、購読新聞、愛読書等）
- 就職差別に繋がる以下のような採用選考の方法を実施しない
  - ・身元調査等の実施（例：現住所の略図等を提出させること）
  - ・本人の適性・能力に関係ない事項を含んだ応募書類の使用
  - ・合理的・客観的に必要性が認められない採用選考時の健康診断の実施

### ②学生等と接触する際、また連絡におけるルール

- 接触ルール（時間・場所・体制の共通ルール）
  - ・原則として複数名で実施し、1対1の状況を作らない。
  - ・原則として当社の営業時間内とし、実施場所は会社施設とする。
  - ・面談時における飲酒及び喫煙は一切禁止
  - ・原則として敬語を使用し、横暴な態度や見下すような発言をしない。
  - ・意図の不明な質問や圧迫面接と受け取られるような威圧的な質問をしない。
  - ・性的な事実関係や容姿・体型等に関する言及は一切行わない。
  - ・内定承諾の強要や他社選考の不当な制限を行わない。
- 連絡ルール（SNS・オンラインツールの利用）
  - ・会社の電話又はメールアドレスを使用する。  
（個人メールアドレス、私用アカウントのSNSアプリ等による連絡、連絡先の交換は一切禁止）
  - ・オンライン面接は会社が指定したWEB会議システムを使用し不適切な背景画像や私物が映り込まないよう配慮する。  
また、不必要に学生等の私物について言及、体勢や場所を変えさせる、録音・録画といった行為は行わない。
  - ・私的な食事や飲酒に誘う等、個人的な関係構築を目的とした一切の言動を禁止する。
  - ・ソーシャルメディアにおいて、リクルート活動に関する書き込みや学生等に対する批判を行わない。

## 就活ハラスメントの相談窓口

就活ハラスメントに関する相談窓口は、本社および三島事業場に設け、その責任者は人事部責任者としします。人事部責任者は、就活ハラスメント相談窓口の存在・連絡先をすべての従業員及び求職者等に周知するとともに、就活ハラスメントに対する対応マニュアルの作成、及び採用活動を行う従業員に対して必要な研修等を行う役割を担います。

求職者等から相談があった場合には、会社として適切に対応するものとします。

また、就活ハラスメントの当事者に限らず、目撃した者等、すべての従業員及び求職者等は、就活ハラスメントに関する相談を相談窓口の担当者に申し出ることができます。

相談に当たっては、相談内容をみだりに漏洩せず、正当な理由により担当者以外に開示する場合も相談者のプライバシーに十分配慮するとともに、相談したことを理由として不利益な取扱いを行うことはありません。

就活ハラスメントに関する相談は、現実には発生した場合だけでなく、発生のおそれがある場合にも行うことができます。

### 就活ハラスメント相談窓口・連絡先

人事部 本社有明事業所 03-4588-8008/三島事業所 055-999-1133